令和8年10月
水道危機管理室

防災訓練時の災害時給水栓の使用・水道局職員派遣依頼手続きについて

防災訓練実施日程・訓練内容の決定

↓

水道に関する訓練を行いますか？

いいえ → 手続き等は不要です

はい ↓

災害時給水栓を使用しますか？

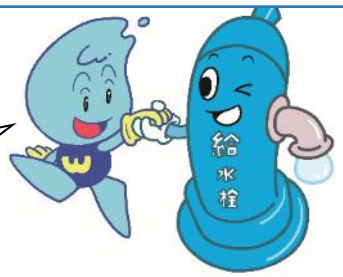
はい → **①水道危機管理室あてに「訓練用ホースの借用依頼(様式-1)」をFAXで送信願います。**
②「【仙台市水道局】防災訓練に伴う災害時給水栓ホースの借用申し込みフォーム」から申請願います。

いいえ → 水道危機管理室へご相談ください

◆「災害時給水栓の設営訓練」は、原則として避難所運営委員の皆さまに実施していただいています。

「【仙台市水道局】防災訓練に伴う災害時給水栓ホースの借用申し込みフォーム」はこちら

◆災害時給水栓以外の水道に関する訓練は、非常用飲料水貯水槽など他の応急給水施設を利用した訓練のほか、「給水車」や「仮設水槽」の展示・説明などがあります。なお、訓練場所や各施設・設備の使用状況によっては、ご要望に沿えない場合があります。



◆訓練メニューの詳細や訓練への水道局職員の派遣など、ご不明な点がございましたら水道危機管理室までお問い合わせください。

＜お問い合わせ先＞

仙台市水道局　水道危機管理室

◆ **訓練用ホース借用・職員派遣依頼の送付先**　**ファックス：022-249-2006**

◆ その他、水道局の災害対応全般に関すること　電話番号：022-304-0099